

労働基準関係法令違反に係る公表事案

熊本労働局

最終更新日：平成29年4月18日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
松本木材（株）	熊本県荒尾市	H28.10.14	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 労働安全衛生規則第130条	木材加工用機械作業主任者に、木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮させていなかったもの	H28.10.14送検
（株）大喜	熊本県天草市	H28.11.18	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	労働者が労働災害により4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	H28.11.18送検
（株）篠崎造船鉄工所	熊本県宇城市	H28.12.2	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条 クレーン等安全規則第22条	つり上げ荷重10.4トンのクレーンの運転業務に、クレーン運転士免許を持たない労働者を従事させたもの	H28.12.1送検
松尾建設（株）	佐賀県佐賀市	H29.1.23	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第240条	型枠支保工を組み立てる際に、予め適正に強度計算を行った組立図を作成していなかったもの	H29.1.23送検
絆ホーム	熊本県玉名市	H29.2.17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ3.6mの住宅の屋根上で労働者に作業を行わせるにあたり、墜落防止措置を講じなかったもの	H29.2.17送検
スキタ鉄工（株）	熊本県八代市	H29.3.17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	ベルトコンベヤーを掃除する際に、労働者に危険を及ぼすおそれがあったが、運転を停止しなかったもの	H29.3.17送検
（株）下出工業	広島県広島市	H29.3.21	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 石綿障害予防規則第19条	熊本地震の被災家屋の公費解体現場において、石綿作業主任者を選任することなく解体作業を行わせたもの	H29.3.21送検